

## 堺市金岡公園飛び込みプール等実証実験に関する協定書（案）

堺市「以下「甲」という。」と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、堺市金岡公園飛び込みプール等実証実験（以下「本実験」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 堺市金岡公園プールの再整備を検討するに当たり、夏季以外の利活用により、更なる公園の活性化を図ることを目的に、堺市金岡公園飛び込みプール（水深約 5m）を核に周辺空地を活用した実証実験を実施し、その効果及び採算性の検証等を行うことを目的とする。

### （信義誠実の原則）

第2条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、及びこの協定を誠実に履行しなければならない。

### （実証実験の実施）

第3条 乙は、この協定書に定めるもののほか、本実験に係る募集要項（仕様書を含む。）及び乙が提案した企画提案書の内容を遵守し、本実験を実施するものとする。

### （実証実験の期間）

第4条 本実験の期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までとする。

### （実証実験の実施期間及び時間）

第5条 本実験に係る実証実験の実施期間及び時間は、次のとおりとする。

実施期間 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

（ただし、原則7月1日～8月31日は除く）

実施時間 原則午前9時から午後5時まで

（準備は午前8時から、片付けは午後5時30分まで）

### （一部委託等）

第6条 乙は、本実験の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、あらかじめ甲に書面により申請をし、甲の承認を得た場合に限り、本実験の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。この場合において、乙は、甲に対し、当該受任又は請負に関する一切の責任を負うこととし、当該第三者からさらに再委任し、又は再請負をさせてはならない。

3 乙は、前項の規定により、本実験の一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合は、法令等により資格、免許等を必要とする業務について、当該資格等を証する書面の写しを甲に提出するものとする。

4 乙は、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）第2条第1項の規定による入札参加停止の措置を受けた者並びに堺市契約関係暴力団排除

措置要綱（平成24年制定）第3条第1項の規定による入札参加除外の措置を受けた者並びに第2条第1項第4号及び第5号に該当する者を本実験の一部の委任又は請負の相手方としてはならない。

- 5 乙は、第2項の規定により、本実験の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、当該委任又は請負の相手方から、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でない旨の誓約書を徴収し、その写しを甲に提出しなければならない。ただし、甲が必要でないと判断した場合は、この限りではない。

（不当介入等に対する措置）

第7条 乙は、この協定の履行に当たり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴対法第2条第2号に規定する暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに、警察に通報しなければならない。

- 2 乙は、前条第2項の規定により、本実験の一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合は、当該委任又は請負の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入等を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに、当該相手方に対して警察に通報するよう指導しなければならない。

- 3 乙は、第1項又は前項の規定による報告及び通報により、本市が行う調査及び警察が行う捜査に協力しなければならない。

（個人情報の取扱い）

第8条 乙は、本実験の遂行上知り得た個人に関する情報の取扱いに当たっては、堺市個人情報保護条例（平成14年条例第38号）の規定及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（監督員）

第9条 甲は、この協定の履行に関し、甲の指定する職員（以下「監督員」という。）を定めたときは、その氏名を乙に報告しなければならない。監督員を変更したときも、また同様とする。

- 2 監督員は、この協定の他の条項に定める職務を行う権限のほか、次に掲げる行為を行う権限を有する。

- (1) 本実験の進捗状況の確認及び履行状況の監督
- (2) 協定の履行についての甲及び甲の業務責任者に対する指示、協議
- (3) 協定書類に基づき乙が作成した書類の承諾
- (4) 協定書類の記載内容に関する乙の確認又は質問に対する回答

（事業責任者）

第10条 乙は、本実験を履行するに当たっては、事業責任者を定め、その氏名等を甲に報告するものとする。事業責任者を変更したときも、また同様とする。

2 事業責任者は、本実験の履行に関し、その運営及び取締りを行うほか、履行期間の変更、事業関係者に関する措置請求並びに契約の解除に係る権限を除き、この協定に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

(利用料金)

第11条 乙は、利用者から利用料金を徴収し、自らの収入とすることができる。

(納付金)

第12条 乙は、各年度における本実験に係る売上の〇%（1円未満切上げ）を納付金として当該年度終了後1か月以内に、甲が指定する方法により支払うものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第13条 乙は、この基本により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、事前に甲の承認を受けたものについては、この限りではない。

(変更の届出)

第14条 乙は、名称、所在地及び代表者のいずれかに変更があったときは、速やかに甲に届け出なければならない。

(特許権等の使用)

第15条 乙は、特許権等の知的財産権の対象となっている第三者の技術、資料等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

(管轄裁判所)

第16条 この協定に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(協定の有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、本協定の締結日から令和7年3月31日までとする。

(協議)

第18条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、そのつど、甲、乙協議するものとする。

上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号  
名 称 堺市  
代表者 堺市長 永藤 英機

乙 住 所  
名 称  
代表者

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 受注者は、この契約による業務（以下「本件業務」という。）を行うに当たり、個人情報を取り扱う際には、堺市個人情報保護条例（平成14年堺市条例第38号。以下「条例」という。）第11条第2項の個人情報取扱事務の受託者として、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 受注者は、本件業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (罰則の教示等)

第3 受注者は、本件業務に従事している者に対し、在職中だけではなく退職後においても本件業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

2 受注者は、前項の周知の際に、本件業務に従事している者又は従事していた者が、条例第56条及び第57条の違反行為をしたときは、本条例により懲役又は罰金に処されること（各本条の規定は、条例第60条により、堺市の区域外においてこれらの違反行為をした者についても適用されることを含む。）を教示しなければならない。

3 受注者は、本件業務に従事している者又は従事していた者が、条例第56条及び第57条の違反行為をしたときは、条例第61条により、受注者に対しても、各本条の罰金刑が科されることを十分認識し、本件業務を処理しなければならない。

#### (収集の制限)

第4 受注者は、本件業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該処理に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### (適正管理)

第5 受注者は、本件業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適正な管理のため、次の各号に掲げる措置のほか必要な措置を講じなければならない。又、発注者が必要と認めるときは、個人情報を取り扱う施設の实地調査を受けなければならない。

(1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で嚴重に個人情報を保管すること。

(2) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合又は発注者が事前に承諾した場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。

(3) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失又は毀損その他の事故を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。

(4) 作業場所に、私用電子計算機、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個

人情報を扱う作業を行わせないこと。

(5) 個人情報を利用する作業を行う電子計算機に、個人情報の漏えいにつながると考えられる本件業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(6) 本件業務に着手する前に、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上その他本件業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施すること。

(返還、廃棄等)

第6 受注者は、本件業務を処理するために発注者から提供され、又は自らが収集した個人情報について、保有する必要がなくなった、又はこの契約が終了し、若しくは解除されたときは、発注者の指定した方法により、確実かつ速やかに返還若しくは引き渡し又は消去若しくは廃棄しなければならない。

2 受注者は、個人情報の消去又は廃棄に際して発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

3 受注者は、本件業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面で発注者に報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第7 受注者は、本件業務を処理するための個人情報については、自ら取り扱うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

2 前項の規定に関わらず、事前に再委託先の商号又は名称、再委託する業務の内容、再委託する理由、その他発注者が必要とする事項を記載した書面をもって申請し、発注者が事前に承諾した場合に限り、受注者は、本件業務の一部を第三者(以下「再委託先」という。)に委託することができる。この場合において、受注者は、再委託先に対し、受注者と同様の義務を負わせ、その遵守を監督しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、本件業務の一部を再委託したときは、その契約内容を速やかに書面で発注者に報告しなければならない。

(目的外の使用等の禁止)

第8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、本件業務に関して知り得た個人情報を、本件業務を処理する以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第9 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、本件業務を処理するために、発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時における報告)

第10 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、その旨を速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(損害賠償)

第11 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反したことにより、発注者又は第三者

に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第12 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約を解除することができる。